

令和元年11月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和元年11月14日（木）午前9時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者
教育長 大場 健哉
教育長職務代理者 遠藤 一幸
二番委員 高橋 明子
三番委員 荒 明 美恵子
四番委員 大 森 佳彦
- 4 出席職員
教育部長 江 花 一 治
教育部参事 佐 藤 健 志
教育総務課長 大 瀧 浩 信
学校教育課長 五十嵐 博 也
文化課長 植 村 泰 徳
中央公民館長 栗 城 由 紀
教育総務課長補佐 佐 藤 裕 市
学校教育課長補佐 佐 藤 茂 雄
生涯学習課長補佐 高 橋 淳
生涯学習課係長 赤 城 孝 夫
文化課長補佐 鈴 木 美智子
中央公民館長補佐 佐 藤 誠
- 5 閉 会 午後0時03分

令和元年 11 月教育委員会定例会

日 時 令和元年 11 月 14 日（木） 午前 9 時

会 場 第 3 委員会室

次 第

1 開 会

2 会期の決定

3 書記の指名

4 会議録の承認

5 報告事項

（１）行事等の報告 (教育総務課) P 1

（２）教育長の報告

報告第 12 号 共催及び後援等の承認について (教育総務課) P 2

報告第 13 号 喜多方市学校運営協議会モデル事業の実施状況について
(学校教育課) P 5

報告第 14 号 令和元年度ふくしま学力調査の結果について
(学校教育課) P14

6 審議事項

議案第 28 号 令和元年度喜多方市一般会計補正予算（第 6 号）について
(各 課) P19

議案第 29 号 喜多方市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者
の指定について (各 課) P28

議案第 30 号 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部
を改正する条例について (文 化 課) P36

議案第 31 号 喜多方市教育振興基本計画の実施状況に係る諮問について
(教育総務課) P41

議案第 32 号 喜多方市指定文化財指定の諮問について
(文 化 課) P42・別紙

- 議案第 33 号 喜多方市美術館において収集する美術作品等
に係る諮問について (文 化 課) P43・別紙
- 議案第 34 号 喜多方市社会教育指導員の解嘱及び委嘱について
(中央公民館) P44

7 協議事項

- 協議事項 3 平成 30 年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行状況の点検・評価について (教育総務課)別冊
- 協議事項 4 令和元年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的
な施策推進の方針(案)について (生涯学習課)別冊
- 協議事項 5 地方文化芸術推進基本計画及び文化財保存活用地域計画の策定
概要について (文 化 課) 別紙

8 その他

- (1) 教育長及び各委員から
- (2) 事務局から
- ・2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会関係自治体向け
チケットの購入について (生涯学習課) P45
 - ・2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会聖火リレーにおける本市の
取組について (生涯学習課) P47

9 連絡事項

- (1) 令和元年度教育委員会会議の開催日程(案)について (教育総務課) P48

10 閉 会

教育長 おはようございます。

 全員おそろいになりましたので、これより令和元年11月教育委員会定例会を始めてまいりたいと思います。

 開会時刻ですが、午前9時02分ということでお願いいたします。

 続いて、会期の決定に移りますが、会期につきましては本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

 ＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしということで、会期については本日1日と決定いたします。

 3番の書記の指名に移ります。書記につきましては、教育総務課の佐藤裕市課長補佐を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

 ＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしということでありますので、書記については教育総務課の佐藤裕市課長補佐を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

 続いて、4番、会議録の承認を取り上げます。お手元に会議録届いていると思うんですが、令和元年9月教育委員会定例会の会議録であります、この内容につきまして、訂正等、またはご質問等ありましたらお願いいたします。

遠藤委員 遠藤です。

 私の発言で18ページですけれども、「生徒が3年生になったとき」のところを、「生徒が中学3年生になったときのデータが逆転し、よくなるようにお願いをしたいと思います」に訂正をお願いしたいと思います。

教育長 18ページの遠藤委員の発言について、「生徒が中学3年生になったときのデータが逆転し、よくなるようにお願いを」ということでよろしいですか。

教育総務課長 訂正させていただきます。

教育長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

 ほかにございますでしょうか。

高橋委員 高橋です。

 35ページの私の発言ですが、言いたかったことは、旧市内からもバスを出してほしいという内容だったので、3行目の「旧新市内以外から」を「旧市内から」に訂正していただきたいと思います。

教育総務課長 旧市内からのこういった例えばシャトルバスなどを運行してほしいというような内容ということで、ではそのように改めさせていただきます。

教育長 では、そのとおりよろしく願いいたします。
ほかにございますか。

荒明委員 荒明です。
12ページの一番下の行で、「それで、これから共催で行われる一小的公開授業、公開授業の」とありますが、「一小的公開授業」の次に、「二小的公開授業の」と入れてください。

教育長 よろしいですか。

荒明委員 それから、33ページ、重複しているような表現のところをわかりやすくするため、2行目のところ、「そういう意味でしょうか」はカットしてください。
それから、11行目の「そういうユニバーサルデザイン」の「そういう」もカットしてください。
以上です。

教育長 はい、よろしいですか。

教育総務課長 委員のおっしゃるようには訂正させていただきたいと思います。

教育長 では、そのほかにございませんか。
＜なしの声あり＞

教育長 それでは、今ほど幾つか訂正等ありましたが、そのように訂正するという事でこの議事録についての承認に移りますが、この議事録、承認するという事でよろしいですか。
＜異議なしの声あり＞

教育長 では、異議なしということでありますので、令和元年の9月定例教育委員会の議事録はこのとおり承認されました。よろしく願いいたします。
続いて、5番の報告事項に移ります。
まず初めに、事務局から加筆訂正、全体的にありますか、5番の報告事項の中で。

教育総務課長 こちらについては特に訂正等ございませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 はい、わかりました。
それでは、最初の行事等の報告に移ります。ここについて、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 行事等の報告をさせていただきますので、1ページをお開き願います。

前回10月の定例会開催日の10月17日から昨日までの行事等につきましては、記載のと通りの17件でございました。日時、行事名、開催場所、出席いただきました皆様についても記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

教育長

では、この行事報告等について特にご異議はございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということですので、行事報告はこの程度といたします。

続いて、(2)の教育長の報告ということで、報告案件として3件あります。

まず最初に、報告第12号共催及び後援等の承認についてを取り上げます。

事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、報告第12号について説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、10月の定例会以降、共催を1件、後援を6件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。なお、使用名義は喜多方市教育委員会でございます。

それぞれの内容等につきましては、各所管課から説明させていただきます。

学校教育課長

それでは、3ページ、4ページお開きください。

学校教育課からは、後援申請7番になります。喜多方地区における「漢字検定」「数学算数検定」「英語検定」の実施運営についてです。開催日以降は記載のとおりになりますが、この目的は大学受験の制度変更に伴い各種検定の成績が今後重視される中、喜多方地区の児童生徒たちが各種検定を受験する機会が現状では限られているので、漢字検定、数学算数検定、英語検定を喜多方市内で受検する機会をふやし、学力向上や学習意欲の向上につなげるというものです。受検対象は、喜多方市内の小・中・高校生及び一般の方になります。

以上でございます。

生涯学習課長補佐

生涯学習課所管の共催・後援4件についてご報告申し上げます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

なお、事業名から内容がご推察いただけると思うものについては説明を省略させていただきたいと思います。

共催 1 番、秋の喜多方・2019長床ウォーク、開催日以下、記載のとおりでございます。

続きまして、後援 2 番、第12回磐越道沿線交流ミニバスケットボール大会、これにつきましては、磐越道沿線の市町村の小学生バスケットボールの試合を通じまして、地域間交流を行うことを目的に開催いたします。参加対象者は、小学生バスケットチームで、福島県、新潟県それぞれ男女 6 チームとなっております。本市も 1 チーム参加しております。開催日以下は記載のとおりでございます。

続きまして、後援の 4 番、子育てセミナー、これにつきましては、子育てセミナーを通して和やかで明るい家庭を築き、ひいては明るい地域社会づくりに貢献することを目的に開催いたします。講師につきましては、一般社団法人倫理研究所生涯局講師、クリハラミツエ氏でございます。セミナーの内容につきましては「甘えさせると甘やかす」、このセミナーにつきましては本年 4 月 28 日も開催しているところでございます。参加対象者につきましては、高校生までの保護者の方になっております。開催日以下、記載のとおりでございます。

続きまして、5 番の第14回ほおの木杯児童ソフトボール大会でございます。ソフトボール大会を通じまして、技術力の向上と体力の増進、チーム相互の親睦と交流を図ることを目的に開催しております。スポーツ少年団のチームの大会で、20チームのトーナメントの試合となります。開催日以下、記載のとおりでございます。

後援の 6 番になります。4 ページをごらんになってください。T O K Y O O P E N 2020 第72回東京卓球選手権大会ジュニアの部福島県予選大会でございます。予選大会を通じて、技術力の向上と参加者相互の親睦と交流を図ることを目的として開催するものです。開催日以下、記載のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

文化課長

文化課所管分をご説明申し上げます。

3 ページ、上から 3 つ目の後援の 3 番目になります。事業名、第165回例会「おもしろミュージックランド」ビックホーンミュージック公演であります。これにつきましては、子ども劇場の会員等を対象とした公演でありまして、キャスト 4 名によるさまざ

まな楽器を使った音楽のパフォーマンスとなっているところがあります。開催日以下につきましては記載のとおりであります。

以上です。

教育長

ありがとうございました。

ただいま、共催1件、それから後援のほうで6件ですか、説明ありましたが、ここの内容につきまして委員の皆様方からご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。いいですか。

なお、7番にある漢字検定については、これは今年度から始まったものです。今までは各学校でそれぞれ独自にやりたいところはやっていたんですが、民間の業者さんが入って、市内を一まとめにしてできるならばやってみようということで、今までなかなか参加できなかった子供さんも参加しやすくなってきたのかなというふうには思います。

では、特にご意見、ご質問よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長

では、ここの共催及び後援等の承認についてはご異議ございませんでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

教育長

では、異議なしと認めますので、報告12号の共催及び後援の承認についてはこのとおりということでこの程度といたします。

次に、報告第13号に移ります。喜多方市学校運営協議会モデル事業の実施状況についてを上げます。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、5ページお開きください。

報告第13号喜多方市学校運営協議会モデル事業の実施状況について報告申し上げます。

6ページごらんください。

実績についてですが、学校運営協議会の実施状況、今年度、第一小学校と塩川小学校でモデル事業として取り組んでまいりました。運営協議会の第1回目の開催は、第一小学校で5月13日、塩川小学校で5月24日、内容についてはごらんのとおりになります。

次、7ページ、会議での話し合いの結果実施した、あるいは実施予定の取り組み内容については、第一小学校については、広報部、学園構想部、学習支援部、保健・運動支援部、図書支援部、安全支援部、環境支援部、生き方・キャリア支援部、評価部、これらの部ごとでそれぞれ活動してまいりました。塩川小学校は9

ページになりますが、広報部、評価部、学校支援部ということで、これらの内容を行ってまいりました。

それから、学校経営方針との共有は図られたかということで、それぞれ一定の成果は見られますが、まだもちろん課題はあるとの自己評価であります。それから、効果について、それぞれ学校で、9ページから10ページにかけて、このような効果が見られるということです。第一小学校につきましては、効果、共通認識を促すことができ、具体的な計画を立て実施することができた。塩川小学校については、具体的な支援について考えやすくなり、活動が促進されたというようなことが上げられています。

それから、学校運営全般について広く地域住民等の意見を反映させる観点から有意義な話し合いの場になっているかというようなことについては、第一小学校は有意義な話し合いになっている。しかし、まだ課題はありまして、周囲の関心が低く、地域住民等の願いを反映するまでにはなっていない。それから、塩川小学校につきましては、委員が地域住民等とのコミュニケーションを充実させるとともに、意見をいただくような場が必要であり、それは課題でもあるということです。

それから、その下になりますが、学校運営にとってどのような効果、あるいは課題はあるか。授業支援については、第一小学校は、児童の意欲、力量が確実に向上している。それから、塩川小学校については、教育活動の質の向上が図られて、目指す子供の成長に有効であったと。安全確保なんかも有効だったということです。

各種教育活動につきましては、11ページになります。

一小につきましては、各種活動のコーディネートが以前より少々容易になってきているという効果が見られると。それから、塩川小学校については、「ながら見守りボランティア」は地域の防犯体制の構築にも有効だということです。

それから、学校評価については、第一小学校はまだ効果は表れていないのもっと広報が必要。塩川小学校につきましては、学校経営運営ビジョンと連動したわかりやすい成果、課題を提示することが大切だと考えているということです。

次に、保護者や地域にとってどのような点でメリットがあったと考えられるか、また課題は、ということですが、第一小学校については、学校運営に対して責任を負っているという意識が高められた。また、連携することで地域の活性化にもつながっている。

それから、塩川小学校につきましては、地域や家庭の学校教育への理解と関心を高めるとともに、実際的な声かけ、それから地域で子供を育てる機運が高まっているというようなことになっている。

また、来年度に向けてメンバー構成、それから会議の運営方法、今後の話し合いに基づく協働の取り組み、これらが課題ということで上げられております。来年度は、現在希望する学校を調査しているところで拡大する方向で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ただいま学校教育課長から説明ありましたが、これらの内容等につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

荒明委員

荒明です。

9ページの学校自己評価について、この内容はどちらかというと、学校側の立場からの成果と課題みたいな内容になっていると思うんですけども、学校運営協議会のメンバーと一緒に成果と課題を話し合う、そういう場はないのか。メンバーの方々の声を反映するため、そういうものを吸い上げる場があればいいなと思ったんですが、その辺のところはいかがなんでしょうか。

学校教育課長

今の時点では学校の自己評価ということになりますが、第2回の会議をそれぞれ11月中旬に予定しておりますので、そういうところでもご意見をいただければと考えております。

荒明委員

ぜひ学校側からの立場と運営協議委員会での考えがすれ違いにならないで、お互いに思っていることを共有化しながら次に進んでいけるような、そういう仕組みになっていけばいいかなと思いました。

以上です。

教育長

ありがとうございます。ほかにございませんか。

高橋委員

高橋です。

全体を通して、学校主体の感想でもあることから、校長先生だと思うんですが、こうしたいということに基づいて実績と評価という感じがするんですけども、一部を除いては、特にその学校運営協議会でなくてもやってきたようなこと、地域の人とのかかわりとか、地域の人から講師を呼んで学習することができたという大変すばらしい事例が出ているんですが、そういうことは特に今までもやっているところはやってきたことだなと。今までの学

校の運営とかP T Aの活動とかと大きく変わったところはどこだったのかなというのをちょっと教えていただきたいんですが。

学校教育課長

今まで、確かに地域に開かれた学校づくりということで学校も取り組んできました。大きな違いということはなかなかまだ見えないところもあるんですが、先ほどの効果のところにもあるように、地域全体でという、そういう意識も高まってきているというところも、今の学校からの自己評価ではありますし、まだまだ十分とは言えないとは思いますが、地域の方、あるいは保護者が学校運営にかかわっていくという意識が徐々に高まりつつあるのかなというところは感じられると思います。

高橋委員

モデル事業ということで、少しずつ効果もあるということだったんですけども、このモデル事業を各地域にこれからこの成果を広めていくためには、やはり全ての学校がコミュニティ・スクールにならなくても、よかった点というのは参考にできることだと思うんですね。

特に、その地域の人がどれだけ自分たち一人一人が学校に対して貢献する力を持っているということに気づくかどうか、そこをもう一回掘り起こすとともに人材育成をするということが大事だと思うんですが、そのことについて今後これから、地域の人に対する研修会とか勉強の機会とか、そういったものはあったのかどうか。委員の方に対する研修会もそうなんですけれども、コミュニティ・スクールとは実際関係のない地域の人たちに対してのそういった研修会のようなものを今までやったかどうかと、それから予定があるかというのをちょっとお尋ねしたいんですが。

学校教育課長

コミュニティ・スクールに限らず、今年、喜多方の学校では、3つの共通実践を掲げており、その中で、地域とともに歩む学校づくりの推進というのがあります。各学校においては、特に地域人材の活用による教育活動の充実だったり、学校から地域への発信、こういうものを充実させていこうということで、特に研修みたいなものはやっていないかもしれませんが、例えば、P T A総会のときであったりとか、あるいは学校からのお便りであったりとか、そういうことで啓発はしてきております。やはり、学校は、地域あつての学校だというようなことの意識を高めるようなことは各学校ではしておりますし、今後もさらに強化するように働きかけていきたいと思っています。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

地域の人たちが何らかの形で学校とかかわろうという意識づ

くりをしてほしいというのは前から申し上げていることなんです、学校だけでなく公民館とか、区長会ですとか、そういったいろいろな学習の場というのはたくさんあると思うんですが、そういったところでこのことを題材にした何か重点的な取り組みのようにならないかなというふうに思うんです。以前、人づくりの指針のように、市全体でいろいろなところでそういった同じテーマで研修会というのが行われた時期があったんですけども、ああいった感じで、ことしはこのことを特にテーマに上げて、公民館でもほかの場所でもこのことについて市民が何度も学習できる機会というのをつくってほしいと思うんですが、そういった計画はこれからできないでしょうか。

学校教育課長

先ほど、保護者向けについては主なこととお話ししましたが、地域に向けてということでは、教育委員会としてはまだそこまで至ってはいないところでありますが、各学校において地域とのつながり、連携ということにおいては、広報活動であったり、学校便りであったり、あるいはホームページであったり、そういうことで地域にも働きかけていくことは促していきたいと思っています。

教育長

よろしいですか。（「いいですか、もう一つ」の声あり）もう一つ、別な観点から。

高橋委員

学校運営協議会という形にならなくても、地域の人たちでそういった学校とかかわって、自分にできることで学校をよくしてこうという気持ちが高まってくれば、そういったところから今後の学校の適正配置のあり方などに意気込みも違ってくるので、ちょっと時間がもうなのかもしれないんですけども、やはり地域の方のちょっと離れた感じがどうしてもしてしまうので、そこをもうちょっとこっちに引きつけるような、これは私は公民館の役割ではないかなと。それから、企業などにもそういう働きかけをしてもいいかもしれないですし、喜多方市は今こういうことに取り組むんだというのをもっと強く、もちろん広報などやっけてはいただいていると思うんですけども、興味のある人だけが参加するのではなくて、何となく来たらこの話だったということが大事だと思うんですね。それで、1回聞いてそうかと思って、2回、3回とするうちに自分もやれるかもしれないと思ってもらうということがとても大事だと思うので、何とかそこを手厚く勉強の機会、学習の機会をつくってほしいと思うので、よろしくお願いします。

学校教育課長 今、適正規模適正配置のお話ありましたが、来年度地域との話し合いは予定しているところであります。そうした場で、学校と地域のかかわりであるとか、地域の方々に学校にもっと関心を持っていただくとか、そういうきっかけになればいいなと考えております。

荒明委員 質問と意見になります。

12ページの3の学校からの提案の中の（2）会議の運営方法に関しての塩川小学校のところの文章ですが、「委員長を中心とした運営が望ましい。また、市教委担当者が世話役としてかかわっていただく」ということが提案されているんですが、このことについて、市教委担当者がかかわっていくことについてはどう考えているのかということが質問です。

それから、意見としてなんですが、13ページの塩川小学校の授業支援についてのところに、教職員のニーズを把握しておく、それから支援いただきたい時期な内容を具体的に示すことが大切と考えるということがありますが、こういうことは学校で教員が、それから学校が本当に困っていること、抱え切れないこと、そういうことを地域の方々に発信していくということがこれからはとても大事なかと思います。これからは地域とともにみんなで力を合わせながら子供を育てていくという観点から、学校で抱えている課題というものを地域の方々に一緒に考えていただきながら、地域の方々が教育でできることはどんなことがあるのか、一緒に考えていく。そのためには、学校のこのような提案を、どのようにして地域や学校運営協議会の場にオープンに出していくかということがこれからは大事な事かなと思いました。

以上です。

学校教育課長 12ページの塩川小学校の今後の課題ということにつきましては、来年度何校かふえる予定でもありますので、市教委担当者、世話役でかかわっていくということについては必要になってくるかなと考えており検討していきたいと思っております。

それから、塩川小学校の授業支援についてのこういうご意見についてもやはり大事なことでありますので、やはりそこは何のためにその支援の方が来ているのか、ニーズ、目的、そういうことをしっかり明確にした上で地域の方々のご支援をいただきながら取り組んでいきたいと考えております。それについては、学校ともそういう共通理解を図っていききたいと思っております。

教育長 よろしいですか。ほかにございますか。

高橋委員

塩川小学校では10ページのところで授業支援などのコーディネーターが必要ですか、また11ページでは第一小学校もコーディネーターと、何度もコーディネーターという言葉が出てくるんですね。13ページにもコーディネーター、地域コーディネーターの配置をぜひお願いしたいというふうに出ているんですが、このことを受けて、例えば来年度予算をとってコーディネーターを配置しようとか、そういった動きがあるかどうか。それから、予算がつかないにしても何か教育委員会でこのコーディネーターについて支援している動きとか、そういうのがあるかどうか。

もう一つは、その13ページの第一小学校のところで、地域連携室の必置が重要だというふうに訴えていると感じるんですが、このことについても何か支援する動きというのはあるのでしょうか。

学校教育課長

コーディネーターについては、ご意見、こちらでも十分検討していきたいとは思いますが、予算の絡みもあります。あるいは共有の中でできることはないかと、そういうこともちょっと探りながらいきたいとは思っています。

それから、地域連携室の必置ということがありますが、それについてはその学校の意見なんかももう少し具体的に聞きながら検討していきたいと思っております。（「もう一ついいですか、済みません」の声あり）

高橋委員

では、またほかの点で、先ほどちょっと申し上げたんですが、モデル地区としての取り組みなので、このモデル地区の取り組みを見て、ほかの地域で自分たちもこういうことだったらやっていきたいという動きが出てくるとそれはそれでいいことかなとは思いますが、そういったことについて、ほかの地域の人たちに対するこの一小と塩川小学校の取り組みというのを紹介する機会というのがあるかどうかお尋ねします。

学校教育課長

先ほど言いました11月の第2回目の会議での地域の方、委員の方々の意見なども含めまして、校長会議もまだ開催予定がありますので、そういう機会を検討していきたいと思っています。

教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

このコミュニティ・スクールについては、荒明委員、高橋委員からあるように、まずこの内容を見てみると、やっぱりまだまだ学校が主体として考えているというか、学校中心の考え方での中身かなと。これは、将来的には学校中心ではなくて、学校と保護者、地域が一体となった形でのいろいろな意味での成果なり、

課題なりが出てくるとさらにいいのかなと。そもそもの目的が、いわゆる学校、保護者、地域で全体で子供たちを支援していこうと、さらに地域づくりも活性化していこうということでもありますので、そういうふうにやっぱり移行していかなければいけないんだらうと思いますね。

そのためにも、ここにも出ていますが、先ほど高橋委員からあったようにコーディネーターの配置とか、地域学校協働本部の設置とかという部分も、これからあと一、二年のうちに整えていかないと手おくれになってしまうので、当然予算化は必要にはなってくるんだけれども、整えていかないと本来の意味でのいわゆるコミュニティ・スクールとしての活躍というか、働きが望めない、今までやってきたことと同じような形になってしまう。今までやってきたことを取り入れながら地域と一緒に子供を育てようということなので、文科省でも言っているけれども、開かれた教育課程という部分があるわけですね。だから、地域の方も学校で何やっているのかというのは常にわかっていて、そういうようないわゆる学校からの発信も必要ですが、そんな中で教育活動が行われるように整えていかなければいけないなと思います。

教育委員会としても、今、学校教育課長が全て答弁しているわけなんだけれども、本来であればここにやっぱり生涯学習課、それからやっぱり文化課も入ってもらわないと困る。だから、特に生涯学習課の役割は大きくなってきますね。地域学校の協働、そういう本部をつくる上では、これは生涯学習のほうの中核になっていかなければいけないんだらうと思いますので、そういった意味で逆に今度幅広くなりますが、それぞれの公民館の役割というのもそこに非常に大切な役割を担うようになってくるわけなので、教育部全体でこのことを考えていかないとコミュニティ・スクールは実際機能していかなくなってしまうということがあるので、先ほど言ったように、ここ一、二年の間にその辺の下地というか整備をして進めていきたいなとは考えています。

よろしいですか。

教育総務課長

ここで、開会前に申し上げた正副議長説明が時間が近づいてまいりましたので、ここで一旦休議させていただきたいと思います。開会時間は改めてご連絡させていただきます。

教育長

わかりました。では、報告第13号まではよろしいですか。＜はいの声あり＞

教育長

では、そこまではこの案のとおりということでお願いします。

(休 議)

教育長 では、予定の再開時刻の25分より若干早いんですが、案件もたくさんあることなので、始めてよろしいですか。

＜はいの声あり＞

教育長 では、報告第14号に移ります。令和元年度ふくしま学力調査の結果についてということで、学校教育課長。

学校教育課長 それでは、14ページお開きください。

報告第14号令和元年度ふくしま学力調査の結果について報告申し上げます。

15ページをお開きください。

これは、令和元年度ふくしま学力調査の結果について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定に基づき別紙により報告申し上げます。

15ページごらんください。

初めに、平成29年度までは福島県学力調査として毎年11月に小学校5年生、それから中学校2年生を対象に行っておりましたが、今年度からふくしま学力調査としまして、小学校4年生から中学校2年生まで5学年分を対象に国語と算数で実施しております。ことしは最初の年ということなんですが、これを毎年やることでその経年変化、どれだけ伸びたかというのが来年度以降わかるというような調査になります。

結果につきましてはこの表のとおりです。特に中学校数学については、両学年ともちょっと県との差が開いております。中1については国語もです。それから、小学校4年生の国語については、県を若干上回ったということです。印のないところはそう大きな違いはないということになります。

次のページ、16ページごらんください。

カテゴリー別正答率ということで、教科の領域等別、評価の観点別、問題形式別の正答率になります。

教科の領域別平均正答率について、国語ですが、伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項で全体的に学年の差が少なかったと。例えば漢字の読み書きとか、主語・述語とか、熟語とか、中学校に行きますとことわざとか、敬語とか、そういうことになります。

評価の観点別正答率では、話す・聞く能力で全ての4つの学年で県平均正答率を上回った。またはマイナス1未満であったと。

問題別平均では、小学校において全ての学年で県平均正答率を

上回ったか、またはマイナス1未満でほぼ同じだったということです。

次のページは、算数・数学になります。ここが算数・数学は課題が国語に比べて大きい、県との差がちょっと開いているところが多いということになります。

まとめになりますが、教科の領域別平均正答率では図形領域で4つの学年で県平均正答率より下回った、3ポイント以上の開きがあった。例えば4年生ですとコンパスの使い方であるとか、正三角形の性質であるとか、5年生もコンパスの使い方とか、中学校1年ですと線対称な図形、それから中学校2年生ですと立体の体積とか表面積、そういうものが課題になっているということです。

それから、観点別では数学的な考え方、数量や図形についての知識・理解で3つの学年で県平均正答率より3ポイント以上下回っております。これは小学校6年でいいますと平均とか、五角形の角の大きさの和とか、中学校1年ですと分数の計算とか、中学校2年でいくと円柱の表面積であるとか、柱状グラフの読み取りとか、そういうのがどうも課題になっています。

一番下になりますが、問題形式別平均正答率では、これまで課題であった記述式において、県平均正答率を上回ったのは小学校4、5年生のみ。小6、中1、中2は課題が残っているということです。

それから、次のページは、18ページは教科別授業改善の視点ということで、国語、算数・数学でこれから改善をしていかなければいけないということになりますが、先日校長会議でも示しました。これはあくまで市の平均であり、各学校で差はありますので、各学校でよく分析してその実態に合わせて授業を改善していったほしいということでお話をしております。

資料にありませんが、県でまとめた児童生徒の質問紙調査、意識調査になりますが、例えば先生は自分のよいところを認めてくれたか、これは4月に実施しているので、前年度の取り組みの様子の調査になりますが、先生は自分のよいところを認めてくれたかとか、これが高いほどやはり正答率が高い割合も高くなっております。

同じように、自分の考えを理由をつけて発表したり書いたり、そういう学習をしてきたかということもこれも同じです。そういうことをしてきたと答えた子ほど正答率が高い、そういう結果が

出ています。

また、読書量についても1カ月何冊くらい本を読むかと、選択肢がありまして11冊以上とか、5冊から10冊とか、3から4冊、1から2冊、読まない、こうあるんですが、やはり読む子ほど正答率も高い、そういう結果が出ております。

スマホについてもありますが、持っていない、30分未満、30分以上1時間未満とか、1時間以上2時間未満、2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満、4時間以上と、これはスマホのゲームを除くSNSとかインターネットとか、そういうものに限ったの使用時間になりますが、やはり持っていない子が一番高い、そういう結果が出ています。

若干学年によって違うところもあるんですが、ほぼ相関関係があると言えると思います。肯定的な考えを持っている、あるいは本を読む時間が多いほど正答率も高かったり、スマホをそんなに使わないほど正答率も高い、そういう結果も出ておりますので、そういう結果も踏まえて生活改善、それから授業の改善、そういうところをさらに学校で取り組んでほしいということで指導していきたいと思います。

なお、この結果を見て課題と感ずるところにつきましては、学校のほうにこちらからの指導主事が出向いて、課題に即した対応、授業改善などを指導していきたいと思っております。

以上です。

教育長

今、説明ありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

大森委員

大森です。

15ページからの資料、見させていただきました。15ページに「取扱注意」というふうになっているんですけれども、9月のときにも私申し上げたんですけれども、全国学力調査の結果、これは何で取扱注意なんですかということで議事録にも答弁載っていますけれども、あの会議の数日後、会津若松市は公表しているんですよね、新聞にも。正直、今この15ページから18ページまでの資料を何のフィルターもかけずに公表したとしても、誰に迷惑がかかるわけでもない、学校名が載っているわけでもない、ましてや個人が特定されることもないのに、何で公表しないのかなど。改めて公表したほうがいいと思うんですけれども、ご答弁お願いします。

学校教育課長

結果を公表するということにつきましては、あくまでこの調査

の目的、やはり授業改善を行っていくということ、結果を重視というよりは授業改善のための調査ということと考えておりますので、結果ありき、あるいは結果がひとり歩き、そういうことで余計な心配をかけたりとか、そういうことも考えられますので、ここは公表には至っていないということで考えております。

大森委員

今の答弁で、余計な心配をかけないというのは恐らくは地域の方々ですとか保護者に対してということだと思えるんですけども、前回も私申し上げたとおり、もう今や学校だけではなくて地域とか保護者ともに子供たちを育てていこうというような施策が主流になりつつある中で、その結果をその学校だけでとどめておくということに何の意味があるのかなと。むしろ、これはやっぱり積極的に保護者の方、地域の方と共有して、こういうところが課題なんだと、逆にこういうところが喜多方市はいいんだということで建設的な議論ができるんじゃないかと思いますし、前の議案でコミュニティ・スクールについてのお話し合いもあったので、そこに正直逆行しているなというふうに思うので、そこはぜひ再考していただきたいと思います。

学校教育課長

これについては、数値というのはやはり0.1でも高い低いというのが出ますので、教育委員会としましては一応の区切りはつけて、上回ったとか、下回ったとか、やや上回ったとかそういう表記はしているんですけども、そういう言葉による表記で、各学校においてはこういう点では県平均を上回った、全国学力調査でいえば、全国をやや上回ったとか、そういうことで保護者等にはお知らせして、課題を保護者とも共有して家庭学習などにも連携して取り組んでいるということでございます。

大森委員

今、答弁の中で数値がひとり歩きするというふうなことがありましたけれども、正直我々も生きてきて、数字から逃れることはできないんじゃないですかね。何かを区別とかするに当たって、数値化するのが一番明確なわけですから、もちろん数字にあらわれないことを評価する、その人間の個性とか、そういうのは大事ですけども、今回のテストはそういうところではなくて単に学力についてだけの調査なわけですから、それは数値化されるのがむしろ当たり前であって、それを正しく公表すればひとり歩きは私はむしろしないのではないかと思います。中途半端に出したりとか隠したりするからそういうものがひとり歩き、もしくは疑心暗鬼になるんじゃないかなと思っているんですけども、どうでしょう。

学校教育課長

全国学力調査、始まって10年以上たつんですけれども、これも基本的に文科省のほうでは公表はしないということで、県の学力調査においても同様の考えで取り組んでおります。やはり数値、いろんなところで数字は確かにありますが、例えば福島県、4年生の算数でいいますと、福島県の平均は67.5、喜多方市の平均は66、1.5の違いがあります。これは1.5の違いなので、若干下回ったという捉え方をしておりますが、これは人によっては県より大分悪いんではないかとか、そういう捉え方をするかもしれません。ということで、市としては各学校も共通ですが、プラマイ1、あるいはプラマイ3、この程度までで一応区切りをつけて、やや上回った、やや下回った、上回った、下回ったと、そういうような表現をして理解をいただいていると考えております。

大森委員

今、多分15ページの平均点のことをお話ししていただいたと思うんですけれども、確かにこの数字を見れば、いわゆるお子さんを通わせている保護者の方にとしてみると、何じゃこりやという部分はあるかもしれません。であれば、この数字がひとり歩きしないように、教育委員会のほうでちゃんと各学校ごとに要は補足説明会をすればいいのではないのでしょうか。このくらいの差というのは本当に微妙な差なんですと、ただこの差はちょっと大きいんですよねと、だから、これを課題としてこれから教育改善につなげていきますというような説明会をすればいいだけだと思うんですけれども、どうでしょう。

学校教育課長

そういうことについては、年度当初の校長会議等でも校長には伝えております。各学校ではそういう説明をしているかと思いますが、説明不足の点がありましたら、なお言葉によってこういう範囲ですよというようなことで保護者等にも説明するような指導はしていきたいと思っております。

荒明委員

荒明です。

やはりこれから子供たちを保護者、そして地域の方々みんなで育てていくという観点で考えると、やはり会津若松市と同じように、この喜多方市の平均を出すということは別にやぶさかではないかなと思います。その上で、学校の子供たちの実態はどうかということで、保護者に懇切丁寧にいいところと悪いところとか、課題というのでも説明をして、そしてさらにアンケートの結果では意識調査、生活に関する調査がよかったお子さんについては学力が伸びているという実態もお話をされて、だからこれから授業のスタイルももちろん学校では努力して変えていくとと

もに、子供たちの家庭での生活の習慣とかスタイルとかそういうところも努力していったほうがいいんだということで、二人三脚で本当に子供たちを育てるということを保護者とともに進めていくためには、やはり説得力のある資料がないと、保護者も何か言葉だけではちょっとぴんとこないというところもあるんじゃないかなと思います。私も、できればこれからは公表していくのが当然になってくるのかなというふうに思います。

学校教育課長

数値につきましてはいろんなご意見、ありがたくお聞きしたいと思いますが、どうしてもその数字が出ますと、これはその数字を上げるための学力向上というようなところになってしまうこともあると、そういう懸念もあります。私も教員をやっている、そういうところを実際聞いたこともあります。数値を上げるために、例えば全国学力・学習状況調査、4月始まってすぐですけども、3学期の終わりごろからもうそれに向けた問題集とか、それから4月始まったらすぐにもうそういう教科書よりも前年度の復習であるとか、そういうことにもなりかねないというのがありますので、余り数値重視というか、そういうところだと弊害もあるのかなという考えで今までできております。そういう考えもあつてきております。

大森委員

今の答弁の中で、その数字を上げるための授業というんですかね、対策、これは教師のモラルの問題ですよ。子供には関係ないと思うんです。もしそういうことがまかり通っているのであれば、当たり前ですけども、厳正に対処すべきだし、教育委員会のほうで指導・助言の権限があるわけですから、そういうことは絶対にやめなさいというふうにすればいいだけなんではないですか。

学校教育課長

これは喜多方ではありません。以前勤めていた他の地域であります、そういうところで実際、どこどこ地区は学力が高い、それはこういう点もあるんだなんていう話を聞いたということでもあります。喜多方ではそういうふうにならないように指導はしているところであります。

以上でございます。

教育長

学力検査については、いろいろそういった公表という部分では難しい部分も抱えているわけなんだけれども、やっぱりこれから先のことを考えていけば、何らかの形で広く保護者、地域の方にもある程度のことがわかるような形でのいわゆる示し方は必要かなと思います。だから、この数字をそっくりそのまま出して

いかどうかというのはまた別問題であって、やっぱり先ほど学校教育課長が言うように、数値というのは当たり前のようで当たり前でないのに、そこが非常に怖いところで、非常に危険性も伴う、そんな部分もありますので、その辺のことについてはいろいろ考えながら、全国学調も含めてやっぱり広く保護者、地域の方へのいわゆるお知らせというか、こういう状況ですよという、子供の実態は何らかの形でこれからはやっぱりお知らせしなければいけないのかなとは思っています。ただ、その公表というか、お知らせという言葉になるかわかりませんが、その辺の内容についてはちょっと検討させていただきたいなとは思っているんですが、そのような今動きではいます。

ほかにございませんか。

高橋委員

平成29年度まで実施していた福島県学力調査ではなく、今度このたび新しくふくしま学力調査を行ったというところで、ここから見えてきた何か意義というかメリットというか、何かよかったという点があったら教えていただけますか。その成績そのものに関係なく、子供のどういうところがわかるようになったというか、そういうところがあったら教えてください。

学校教育課長

今年度は1回目であり、対象児童生徒もことしからということで、来年度以降、その伸び、あるいは課題が実際見えてきます。ことし4年生だった子は来年5年生でもう一回4月に受けるようになりますので、そういうところでのこの4年生のときのその授業、どういうところに課題があったのかとか、そういうところが見えてくると思いますので、それが来年度の授業改善に生きていくと思っております。

また、先ほどの児童生徒の質問紙調査ですが、これは前のテストのときもやってはいたんですけども、こういうところでの意識の変化、授業の変化なんかも子供から素直な目で回答が寄せられると思しますので、成績だけではなくて、そういう学習環境とか、そういうところでの変容なんかも見られるのではないかなと思います。

教育長

このふくしま学力調査というのは、結果として出すと、こういうふうにならば平均とって、県平均との比較的部分とか、できなかったという16、17ページにあるような形になってしまうんですが、目的は違うんです。一人一人の学力の伸びをこれから推しはかる、一人一人の追跡調査なんです。その子がどれだけ頑張ったかというか。そのためにも教師は何をすべきかというのをこの結

果から分析して、一人一人の子供たちのために役立てていくということなんです。

だから、今回のテストでも、正答率が高い低いだけではなくて、高い先生の授業はどんな授業をやっているのかなということをやっぱり各学校でそれぞれ互見授業といいます、授業参観的に見て、その先生の指導法から学ぶというようなことを繰り返しやっていくわけです。それが最終的に、先ほど言ったように、あるA子ちゃんがことしは例えば国語、正答率50%だったのが来年度52でも53でも高まるように指導していく、その結果をまた蓄積していく、さらにそれを分析してよりいい指導方法に持っていくというようなものがこの福島県の学力調査の目的なんですね。だから、学力調査の中身をことしから変えたわけです、時間かけて。全国学調も本当はそういう意味合いもあるんですけども、ただこの県の学力はその色が非常に強い学力テストだということはお含みおきいただきたい。だから、今後の子供たちの伸び、イコール裏での教師の改善工夫というのがこれから期待される場所ではあります。

ほかにございますか。

遠藤委員

済みません、ちょっと戻ってしまいますが、もしこの結果を公表するといった場合の手続ですね、教育委員会の定例会にかけるとか、どういう手続を踏めば公表できるのかなというところ、ちょっと1点お聞きしておきたいと思います。

学校教育課長

今こういうご意見いただいておりますので、こちらの教育委員会内で十分検討はしたいと思います。手続としては、来年度の全国学力・学習状況調査であったり、ふくしま学力調査、そういうところで出すか出さないかになると思います。特に、何か手続を踏むということは、教育委員会、そうですね、こちらで検討した上で教育委員会で諮りたいと思います。

教育長

教育委員の皆様には当然ここで諮らなければいけない部分はあるんですが、やっぱり各学校の校長もおりますんで、事前にその部分についてはやっぱり相談しながら、話し合いをしながらという部分にはなってきます。やっぱり学力部分ですので、ここは教育の部分であります、市長部局もかわる部分も出てくるかもしれないので、そちらへのやっぱり了解は必要になってくるだろうと思います。単に教育部だけで出すということにはいかない。

ただ、先ほどあったように、本当にこれからのことを考えれば、

いろいろな部分での公表というか、お知らせというか、やっぱりしていかなければいけない部分はあると思うんで、その辺は検討していきます。

よろしいですか。ほかにございますか。

<なしの声あり>

教育長

では、令和元年度ふくしま学力調査の結果についてはこの程度でよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、この程度といたします。

続いて、6番の審議事項に移ります。

議案の28号から34号まであるわけなんですけど、ここに入る前にまず事務局から加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

こちらにつきましては、開会前に次第書きのほうの訂正とあと議案第33号の差し替えをお願いしておりますので、それ以外については訂正等ございません。

教育長

はい、わかりました。

それでは、初めに議案第28号令和元年度喜多方市一般会計補正予算（第6号）についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第28号について説明させていただきますので、19ページをお開き願います。

令和元年12月市議会定例会に提案いたします令和元年度喜多方市一般会計補正予算（第6号）におきまして、教育部に係る予算として別紙のとおり計上したいとするものでございます。

予算の内容等につきましては、各所管課から説明させていただきます。

なお、今回、12月の補正予算ということで、支出で減額になっている部分につきましては、大体事業が完了したとかの整理予算になりますので、主に増額の部分に関しての説明とさせていただきますと思います。

まず、教育総務課から説明させていただきますので、20ページをお開き願います。

まず、収入でございますが、教育使用料の中学校使用料につきましては、塩川中学校の保有地を工事請負業者が資材置き場等で使用したいということで、行政財産使用料5万5,000円の見積もり増額でございます。社会教育使用料につきましては、入田付地区活性化センター使用料、こちらの2つの使用料につきましては

既に収入がございましたので、今回補正するものでございます。

利子及び配当金につきましては、篤志奨学資金貸付基金の定期預金及び普通預金の利子3,000円の補正でございます。教育寄附金の教育総務費寄附金につきましては、記載の8件でございます。合計で35万円でございます。篤志奨学資金貸付基金の寄附金につきましては、1件の寄附がございましたので、そちらのほうの増額補正でございます。

続きまして、基金繰入金、教育振興基金繰入金でございますが、こちらにつきましては、小・中学校の学校備品購入のために基金から一般会計に繰り入れるための予算でございます。なお、学校備品につきましては、学校教育課のほうの支出の予算に計上になります。

教育費の中学校債、中学校整備費160万円の減額につきましては、歳出の一番下に中学校管理経費で工事請負費がございまして、塩川中学校テニスコートの新設工事、こちらが終了いたしましたので、こちらで175万4,000円減額しておりますので、その財源にかかわる部分の中学校債の減額160万円でございます。

続きまして、歳出でございますが、教育委員会事務局管理経費の中で増額部分につきましては、負担金補助及び交付金の4,000円につきましては、県立視覚支援学校・聴覚支援学校後援会負担金で支出が不足するもので4,000円の増額補正でございます。積立金につきましては、先ほど収入のほうで給付金がございました合計8件の分の35万円の増額補正でございます。

育英経費につきましても、先ほど収入のほうで説明しました部分の増額補正になります。

小学校管理経費と中学校管理経費の修繕料につきましては、それぞれ小・中学校のほうで修繕料を、冬期間にやはり修繕が多くなるものですから、そこで不足が見込まれるために、それぞれ小学校で300万円、中学校で150万円の増額補正でございます。

続きまして、21ページをお開き願います。

債務負担行為の関係でございますが、スクールバス運行業務委託でございまして、入田付の地区でございます。入田付地区につきましては、第三小学校と第三中学校に通う児童生徒のためのスクールバスでございます。こちらにつきましては、令和元年度から4年度までの4カ年にわたりまして債務負担行為の支出額を2,743万2,000円としたいというもので計上するものでございます。なお、こちらにつきましては、令和2年度からの契約の部分

につきまして令和元年度中に契約をして事業を進めたいということで、このような債務負担行為を設定して事業を進めるということで、このような計上でございます。

教育総務課は以上でございます。

学校教育課長

それでは、22ページお開きください。

学校教育課分です。

まず、歳入につきましては、幼稚園就園奨励費補助金で国から3分の1の補助が出るんですが、実際の人数が若干減ったということで減額ということになります。

その下の雑入につきましては、教育雑入4,000円、これは補助対象者が受診した医療機関より平成28年9月分の医療費請求について、補助対象者が社会保険加入者であったため本市の医療費の3割分を請求しなければならなかったところを誤って10割分を請求してしまったというミスが医療機関のほうでありまして、その返納分になります。

それから、事務局費、職員手当、超過勤務、それから休日勤務手当160万円につきましては、適正規模適正配置計画策定業務等による増額ということです。

22ページ、備品購入費、庁用備品費46万9,000円につきましては、これは学校医師の先生からの寄附金、これは寄附の目的は学校保健に使ってほしいということがありましたので、計上するものです。

それから、23ページ、事業名は指導推進経費の一番下の欄になりますが、使用料及び賃借料71万4,000円、これは喜多方っ子「夢」実現事業執行額確定による減額と校外学習活動に伴う借り上げ料の増額で71万4,000円ということになります。

生涯学習課長補佐

24ページ、25ページをお開きください。

生涯学習課の12月補正予算要求書ということで、歳入の部、教育費県補助金といたしまして、東京2020オリンピック・パラリンピック開催準備事業補助金といたしまして114万2,000円ということで、県のほうからの補助金を歳入として見込んでおります。

続きまして、歳出につきましては、人件費、超勤・休日勤務手当ということで68万円につきましては、これは職員の超過勤務の手当となっております。

続きまして、生涯学習施設管理経費といたしまして需用費、そのうちの修繕料といたしまして公民館の修繕料、山都開発センターの真空遮断器ケーブル修理と、あと各公民館の急破修繕という

ことで36万7,000円の増額をしております。

全国市町村交流レガッタ大会経費の委託料について事業確定に伴う減額予算になっております。

続きまして、ホストタウン推進経費につきましては、聖火リレーの關係の事業となりまして、報償費としてリレーのイベントのための24万円、旅費といたしましてホストタウンサミット開催の11万7,000円、需用費といたしまして、消耗品といたしましてサポートランナーのジャケット・パンツほか、手旗の購入、印刷製本費といたしまして聖火リレーの周知チラシを含めまして88万円、役務費といたしましてサポートランナーの保険料で2,000円、委託料の業務委託料といたしまして聖火リレーのゴールセレモニーの事業委託費といたしまして128万5,000円ということで、合計252万4,000円の増額になっております。

続きまして、25ページ、プール管理経費につきましては、需用費、光熱水費といたしまして、電気料について若干見込みが増額、水道料が減額ということで、この差額の5万8,000円の増額、修繕料につきましては事業確定による減額、工事費につきましても事業確定による減額となりまして、合計で47万7,000円の減額になっております。

野球場管理経費につきましては、使用料のほうで下水道使用料の4,000円の増額、備品購入費といたしまして事業確定による4,000円の減額で、補正額としては0円になっております。

最後に、体育館経費につきましては、消耗品、塩川体育館の照明等の購入費、あと備品購入費といたしまして押切川体育館の卓球台の購入確定により、合計で34万1,000円の減額となっております。

文化課長

それでは、文化課所管分についてご説明を申し上げます。

26ページをごらんいただきたいと思います。

歳出であります。社会教育総務費の中で、職員手当等23万2,000円の増額につきましては、超過勤務手当等に不足が見込まれるための増額であります。

文化振興諸費、需要費、消耗品費につきましては、文化課のコピー代に不足が見込まれるための10万円の増額であります。

美術館運営経費、需用費、光熱水費106万6,000円につきましては、喜多方市美術館の電気料に不足が見込まれるための補正であります。埋蔵文化財発掘調査経費のうち使用料及び賃借料につきましては、発掘機材収蔵庫のリースを予定しておりましたが、収

納可能な市の市有施設が確保できたことから49万2,000円を減額したいとするものであります。

以上です。

中央公民館長

私からは、中央公民館分の補正をご説明申し上げます。

歳出で、社会教育総務費で超過休日勤務手当です。52万円の増額となっております。これにつきましては、超過勤務手当不足見込みによる増額でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

今、教育総務課からそれぞれ歳入歳出等について説明ありましたが、ここについて委員の方からご質問、ご意見ありましたらお願いします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしと認めますので、議案第28号令和元年度喜多方市一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり承認することといたします。

続いて、議案第29号喜多方市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定についてを取り上げます。事務局より説明を求めます。

教育総務課長

それでは、議案第29号について説明させていただきますので、28ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則に基づき、下記のとおり指定管理者を指定することにつきまして、別紙のとおり令和元年12月市議会定例会に提案するものでございます。

1番の施設名及び指定管理者の名称につきましては、記載のとおりでございます。

2番目の指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

次ページをお開き願います。

こちらの提案理由につきましては、指定管理期間が令和2年3月31日をもって終了するために、改めて指定管理者を指定するものでございます。なお、こちら全ての指定管理者につきましては、前回からの同じ指定管理者でございます。

なお、30ページから35ページまでが実際にこの市議会議案に提案する議案の内容でございます。なお、こちらにつきましては、

6月の定例会でも公募に関することで議決をいただいております。その後公募をいただいた後、その庁内の選考委員会のほうで審議をいただいて、最終的にこういう指定候補者になったというような流れでございます。この後、市議会の議決を得まして指定されるというような手順でございます。

説明は以上でございます。

教育長

今、説明がありましたが、この内容についてご質問、ご意見ありましたらお願いします。

高橋委員

28ページの表を見ての質問ですが、1番の厚生会館・中央公民館分館と6番の図書館については、新しく県立病院の跡地にそういった複合施設をつくるという計画で、たしか令和7年度あたりで工事というお話を前に伺ったと記憶しているんですが、その新しい施設になったときもこのような指定管理の制度でいくんでしょうか。

教育総務課長

新たな複合施設になった場合の管理につきましては、ただいま検討しております。このまま移行するかについてはまだちょっと確定ではございませんけれども、その管理につきましても今検討を始めているところでございます。

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほかにご質問、ご意見ありましたらお願いします。

<なしの声あり>

教育長

では、30ページから35ページまでですか、議会等も含めて流れも説明があったわけですが、ここまででご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしと認めます。

議案第29号喜多方市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案の第30号を取り上げます。喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例についてです。事務局より説明をお願いいたします。

文化課長

それでは、議案第30号をご説明いたしますので、36ページをござらんいただきたいと思います。

議案第30号喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例についてであります。

令和元年12月市議会定例会に、別紙のとおり喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例を提案したいとするものであります。

次ページ、37ページ、38ページと及び39ページ、40ページにこの条例の新旧対照表を掲載してございます。説明する前に、39ページ、40ページの条例の新旧対照表につきましては、表の左側が改正後になっておりまして、下線を引いてある部分について改正をしたいとするところでございます。内容を説明してまいります、対照表をごらんいただきながら説明をしていきたいと思っております。

なお、提案の理由でありますけれども、平成30年の6月に文化財保護法の一部が改正されまして、文化財の保護、保存、活用に関しまして、これまで以上に活用を図る必要があるとの観点から改正をされたところでありまして、喜多方市伝統的建造物群保存地区の活用に関する規定を設ける等のために所要の改正をしたいとするものであります。

議案の条例の改正の中身について申し上げてまいりますと、目的第1条、それから保存活用計画となっております第3条の各項目、各号の中におきまして、「保存」とあるものにつきまして、「保存活用」、あるいは「保存及び活用」、あるいは「保存計画」を「保存活用計画」というふうに改めていくものであります。

目的の第1条については、上から3行目の終わりのほう、保存活用計画第3条については第1項の一番下、第2項が表題、第2項の1号、4号につきましては、その「保存及び活用」の文言が新たに加わるというところでございます。

第3条第2項第5号についても同じであります。

また、第3条第2項第5号の下に第6号として「保存地区の保存及び活用のため必要な事業に関する事項」、この文言が追加されるところであります。

また、第3条第3項及び4項につきましても、「保存計画」を「保存活用計画」と文言を改正したいとするところであります。

それから、第9条につきましては、「修景又は復旧」という文言を「修景若しくは復旧並びに保存地区の保存及び活用に関する情報の発信、人材の育成等」に改め、その次に、「自ら保存」を「自ら保存及び活用」としたいとするところであります。

第13条については新たに15条といたしまして、もとの10条から12条までは2つずつ繰り下げを行います。

第9条の次には所有者の変更として第10条、滅失、毀損等につきまして第11条といたしまして、事務事業の適正な執行を図るために、所有者の変更の届け出、滅失・毀損等の届けを新たに10条、

11条として追加して明記をしたいとするものであります。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでありますが、37ページの一番下の部分をごらんいただきたいと思います。条例の11条の下になりますが、附則と表記されてございます。この附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

ただし、改正後のこの第10条及び第11条の規定につきましては、令和2年4月1日からの施行としたいとするものであります。これは、所有者あるいはその滅失・毀損等の届け出に関するものでありまして、所有者等に周知の期間が必要と考えたところから、令和2年4月1 t 日からの施行としたいとするものであります。

以上です。

教育長

今、事務局より説明ございました。ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

では、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということですので、議案第30号喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第31号喜多方市教育振興基本計画の実施状況に係る諮問についてを取り上げます。事務局より説明を求めます。

教育総務課長

それでは、議案第31号について説明させていただきますので、41ページをお開き願います。

喜多方市教育振興基本計画審議会条例第1条の規定に基づきまして、平成30年度における喜多方市教育振興基本計画の実施状況について意見を求めるため、喜多方市教育振興基本計画審議会へ諮問したいとするものでございます。

今回、実施状況について諮問をいたしますけれども、内容的には後ほど協議事項でも協議いただきますけれども、いわゆる点検・評価の基本目標に関する評価、この部分についてご審議いただき意見をいただきということで諮問するものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

事務局よりただいま説明ありましたが、このことについてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

<なしの声あり>

教育長 このことについて、諮問することについてですが、ご異議ございませんか。

 <異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしと認めますので、議案第31号喜多方市教育振興基本計画の実施状況に係る諮問については、原案のとおり可決いたします。

 続いて、議案第32号喜多方市指定文化財の指定に係る諮問についてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

文化課長 それでは、42ページをお開きいただきたいと思います。

 議案第32号喜多方市指定文化財の指定に係る諮問についてであります。

 これにつきましては、市内に生息しますチョウであります。ギフチョウ、キマダラルリツバメというチョウであります。これを喜多方市指定文化財（天然記念物）とう種別として指定することについて、喜多方市文化財保存審議会に諮問したいとするものであります。喜多方市文化財保護条例第26条第2項の規定に基づき、喜多方市文化財保護審議会に諮問したいとするものであります。

 文化財名称及び指定範囲であります。文化財の名称1つがギフチョウ、2つ目がキマダラルリツバメと申します。指定の範囲につきましては2つとも喜多方市全域としたいとするものであります。

 概要につきましては、別紙のほうに表裏でチョウの写真が掲載されているものについて概要を説明したいと思います。

 まず、①ギフチョウでありますけれども、このギフチョウについては、アゲハチョウ科の一種ということで、明治22年に発見されたもの、日本では発見、岐阜県の谷汲地方というところで採取されたのが最初ということで、会津におきましては明治37年の段階で坂下町在住の方が西会津町で採取したのが始まりとなっております。その後の研究で、この西会津町で発見されたギフチョウは、内陸部の最深部、一番内陸の奥のほうに位置していて、分布の最終点域ということで、福島県では一番東側に位置するということでありました。遺伝的に固有化が進まなくて、著しく個体変異に特色があるということであります。西会津町に接する本市域のギフチョウについても、西会津町と同時代に生息を分布したものであるということで、さらに西会津町よりも東側の地域に生息する大変貴重なチョウであるということであります。

続いて、②のキマダラルリツバメであります。一番下の写真の右側のほう、このように羽の表面が青、藍色といいますか、青藍色と書いてありますけれども、非常に鮮やかな色をしたチョウであります。これが会津に喜多方にも発見されているところあります。今現在では5つの亜種に分類されていますけれども、最近では東北亜種、関東亜種、原名亜種の3種類に分かれておりまして、会津ではこの東北と関東の中間的な個体が見つかるということで、その生態に関しましても大変貴重だというようなことで、この2つのチョウについて指定をしたいと、するものであります。

以上です。

教育長

今、説明ありましたが、この内容等につきましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

高橋委員

キマダラルリツバメは高郷に昔、以前観察に行ったことがあるんですけども、そのときは見つけれなかったんですが、高郷の古い桐の林のようなところにいると聞いていて、天然記念物というか、指定の文化財になっていなかったんだなというのでかえってちょっと驚いたぐらいなので、指定されるといいなというふうに感じます。ただ、指定されるといいところというのが、恐らくチョウチョの愛好家さんたちのツアーなどで来てとられなくなるのかなと思うんですけども、保存地区のような形になって桐の古い林などを整備できなくなったりとか、そういうことはあるのかというのが1つ質問です。

それと、市で、ギフチョウにしても、キマダラルリツバメにしても、何か実態調査のようなものを行っているのかどうかということももう一つの疑問で、キマダラルリツバメについては高郷の地元の人たちがとても熱心に観察をしていらっしゃるということを伺ったことがあるんですが、指定されることによって何かその方たちとの連携のようなこと、そういうことで市が何か保護するというような形になっていくのかどうかということをお教えください。

文化課長

3つご質問ございましたが、まず1点、整備が地域の中ではできなくなるのではないかとということでもありますけれども、チョウは、今お話ありましたように、桐の木があつたり、あるいは特別な植物がないと生育できないチョウでありますので、そういった生態を壊すような行為はできないというふうになるかと思っています。

2つ目の調査につきましては、これまで専門家による調査ということで市でも3年間調査を実施してまいりました。その結果、この2つのチョウ、幼虫と成虫等について確認をしたところであります。また、キマダラルリツバメにつきましては、高郷町の漆窪地域に生息はしております。その地域の方々との保護の連携については、今後どのような内容についてできるのかということにつきましても検討をしてまいりたいと考えております。

教育長

ほかにございませんか。

<なしの声あり>

教育長

では、この議案第32号についてご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認めますので、議案第32号喜多方市指定文化財の指定に係る諮問については、原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第33号喜多方市美術館において収集する美術作品等に係る諮問についてを取り上げます。事務局より説明を求めます。

文化課長

それでは、差しかえをさせていただきましたが、43ページの部分でご説明を申し上げます。

議案第33号喜多方市美術館において収集する美術作品等に係る諮問についてであります。

これにつきましては、美術館での収集、保管、展示する候補の作品について、喜多方市美術館条例第19条の2第2項の規定に基づきまして、下記の美術作品等について喜多方市美術品収集委員会へ諮問したいとするものであります。

収集候補の作品については、絵画14点、版画4点、工芸9点、資料1点であります。詳細につきましては、別紙資料のカラー刷りの作品及び収蔵作品の一覧がございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。全部で寄贈候補の作品が26点、それから購入候補の作品が2点となっております。寄贈の26点の内容でありますけれども、いずれも喜多方市美術館で企画展等を開催された作家の方々の作品でありまして、喜多方・会津、あるいは福島県にゆかりの作家の方々の作品であります。これらに寄贈の申し出があったために、それらを収集していいかどうかについて収集委員会に諮りたいとするものであります。

また、購入候補2点につきましては、酒井三良の作品、それから石井柏亭のそれぞれの作品でありまして、これらも喜多方にゆ

かりのある作家の作品ということで、コレクションとして充実を
させていきたいということで購入をして収集したいとするもの
であります。

以上です。

教育長 今、事務局から説明ありましたが、委員の皆様方からご質問、
ご意見等ありましたらお願いいたします。

<なしの声あり>

教育長 よろしいですか。では、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしと認めますので、議案第33号喜多方市美術館に
おいて収集する美術作品等に係る諮問については、原案のとおり
可決することといたします。

続いて、議案第34号喜多方市社会教育指導員の解嘱及び委嘱に
ついてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

中央公民館長 では、私からは、議案第34号をご説明申し上げますので、44ペ
ージをお開き願います。

議案第34号喜多方市社会教育指導員の解嘱及び委嘱について
でございますが、辞職願の提出に伴いまして社会教育指導員を解
嘱し、その在任期間について後任の社会教育指導員を委嘱するも
のでございます。

喜多方市社会教育指導員設置規則第5条の規定に基づき、喜多
方市社会教育指導員を下記のとおり解嘱、委嘱します。

1、解嘱指導員につきましては、高郷公民館の指導員で、氏名、
住所、性別、年齢につきましては記載のとおりです。解嘱日は、
令和元年11月30日です。

2番、社会教育指導員候補者につきましては、同じく氏名、住
所、性別、年齢は記載のとおりです。なお、新任の指導員は、前
任者の在任期間のため、令和元年12月1日から令和2年3月31日
までの任期となります。

以上で説明を終わります。

教育長 今、事務局より説明ありましたが、ここの内容についてご意見
ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしと認めますので、議案第34号喜多方市社会教育
指導員の解嘱及び委嘱については、原案のとおり可決することと
いたします。

以上で6番の審議事項はこれで終わります。

続いて、7番の協議事項に移ります。

協議事項については、協議事項3からあるわけですが、いいですか。

教育総務課長

済みません、時間的なこともございまして、協議事項3と4につきましてはちょっと後ろに回させていただきまして、まず初めに協議事項5から説明をさせていただきたいと思います。その次に、その他のほうの説明を終わりにして、その後に協議事項3に戻るような形で進行させていただきたいと思いますので、ご了承くださいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長

今のような流れでの進行になりますが、よろしいですか
＜はいの声あり＞

教育長

では、協議事項の5、地方文化芸術推進基本計画及び文化財保存活用地域計画の策定概要についてを取り上げます。文化課長より説明を求めます。

文化課長

協議事項5、地方文化芸術推進基本計画及び文化財保存活用地域計画の策定概要についてということで、表裏の一枚のA4の紙をごらんいただきたいと思います。

まず、この2つの計画がございまして、それぞれの計画の策定ということで、まず1の(1)ということで、地方文化芸術推進基本計画の説明をしますと、平成29年6月に文化芸術振興基本法の一部改正があり、市町村で文化芸術に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための計画の策定に努めるようということで規定されたところであります。

本市におきまして、文化芸術の取り組みについては、喜多方・夢・アートプロジェクトなどの取り組みとともに、29、30年度においては、文化芸術推進、文化芸術創造都市推進事業として、試行的な文化芸術の取り組みをしてきたところであります。本市が目指す文化芸術創造都市推進事業の方向性をこの事業の試行的な取り組みで探ってきたところであります。こういった事業を行ってきたところでありますので、今後はこの地方文化芸術推進基本計画を策定して、その中にこの創造都市推進事業を位置づけて事業を行っていききたいとするものであります。

また、(2)として、文化財保存活用地域計画であります、これも平成30年6月に文化財保護法の一部改正がありまして、市町村で文化財をまちづくりに生かして取り組んでいくというようなことを目的に、文化財の保存・活用に関して市町村が目指す具体的な取り組み等の実施計画を定める文化財保存活用地域計

画の策定に努めるよう規定されたところであります。本市におきましては、さまざまな文化財がございますけれども、特徴のある文化財、それが多いということでもありますので、その保存活用、継承、これらの基本的な方向性を定めるということでこの計画を策定したいとするものであります。

この2つの計画につきましては、それぞれ喜多方市におきまして、文化芸術、あるいは特徴的な文化財、伝統文化などを関連づけて事業を展開していくことによりまして、文化芸術の振興や文化財の保存・活用、さらには産業、観光の振興、まちづくりに生かせると考えられますので、互いに関連を持たせて並行して計画を策定していきたいと考えているところであります。

その策定期間等につきましては、下の表にございますけれども、文化財保存活用地域計画では、市内のいろいろな文化財の調査に1年から2年を要すると考えられますので、令和2年から4年までの3年間で策定をしていきたいと考えているところであります。また、文化芸術推進基本計画の中にこの先ほど申し上げました文化芸術創造都市推進事業を正式に位置づけるまでの間につきましては、この事業では暫定的な方向性を定めて事業に取り組んでいきたいと考えているところであります。

裏面をごらんいただきたいと思います。

今ほど申し上げました文化芸術創造都市推進事業の暫定的な取り組みの方向性の体系図といたしまして、29年、30年度にさまざまな事業を行ってまいりました。これにより出された意見等、この表の左のほうに示しましたが、歴史や文化、伝統工芸といった地域の文化資源、これを題材に行った参加型の事業が大変好評であったと、こういったものを今後も続けていくべきだろうということでもあります。また、喜多方を題材にしたアーティストの作品、その活動、これらが市民が喜多方を深く知り新たな魅力を発見するきっかけともなったと、あるいは美術館を拠点とした文化芸術の発信、美術館以外の既存の文化施設等の活用も文化芸術活動を知ってもらうには大変有効な手段であろうというような意見いただいたところであります。

これに基づきまして、暫定的な方向性としては3つここに掲げさせていただきました。1つとして、喜多方ならではの歴史的・文化的資源を活用する。2つ目として、喜多方の特色を生かした文化芸術活動を推進する。3つ目としましては、文化施設を中心とした文化芸術活動を推進していくというような、この大きな3

つの柱を暫定的な方向性としていたとするものであります。

これらの方向性による取り組みのイメージでありますけれども、長床、あるいは重伝建、蔵などを活用した文化芸術活動を推進する、あるいは郷土芸能、伝統文化、これらを喜多方ならではの文化芸術として振興を図る、あるいは市民との協働による文化芸術活動を推進する、新しい文化芸術に触れる機会の充実、喜多方プラザや市美術館など既存の文化施設を活用した文化芸術活動の推進、こういったものを取り組むイメージとして、参考となる事業例としては記載のようなそれぞれの個別の事業というのが考えられると思っているところであります。

これら暫定的な方向性によりまして、事業を令和2年度から4年度までの3年間実施しながら、地方文化芸術推進基本計画に位置づける文化芸術創造都市推進事業の内容についても検討して、令和4年度にはこの地方文化芸術推進基本計画の中に反映をしていきたいというようなことで、全体的な2つの計画と文化芸術推進創造都市の取り組みについてこのよう流れで進んでまいりたいと考えてございます。

説明を終わります。

教育長

今、説明ありましたが、この内容等についてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

高橋委員

この策定する人というのは、何か委員さんのような人たちがいるんですか。

文化課長

策定する委員につきましては、基本的に文化芸術でもありますが、文化財とも深く関係している部分もあるということで、文化財保護審議会の中で計画の策定についてご意見をいただきますが、調査という部分もあるので、文化財保護審議会とさらにはその調査をする部分の先生方等にもお願いしながら調査検討して、文化財保護審議会の中で計画の中身については検討したいと今考えているところであります。

高橋委員

ありがとうございます。そうしますと、その活用地域の計画やその協議、検討というところでは、やはりその地域の人にも入っていただいたほうがいいだろうと私は思うんですが、その文化財保護審議会の委員のメンバーを今把握していないので申しわけないんですが、そういった保存地域の方というのにも入りますか。

文化課長

まず、文化財保護審議会の中には、喜多方及び旧町村の出身の担当する委員の方もいらっしゃるということと、当然この調査等につきましては、地元の方々あるいは保存団体等の方々なども協

力をいただきながら進めていかなければならないとは考えております。

教育長

よろしいですか。ほかにございませんか。

<なしの声あり>

教育長

では、特に異議等ございませんので、これは協議事項はこのとおりということにいたします。

続いて、表紙めくって裏になります。その他のほうに移ります。

教育長及び各委員からということで、何かございますでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、(2)の事務局からに移ります。

2020のオリンピック・パラリンピック競技大会関係自治体向けチケット購入についてということで、生涯学習課長補佐お願いします。

生涯学習課長補佐

それでは、私のほうから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係自治体向けチケットの購入についてご説明したいと思います。

令和元年8月28日付で県のほうから2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における関係自治体向けチケットの購入案内がありました。この申し込み期限が9月30日であったことから、下記のとおり購入の申し込みを行いました。

なお、購入に対する申し込みの決定につきましては、県を通じて令和2年1月末までに行われる予定でございます。

1番目といたしまして、関係自治体向けのチケットの販売制度ということで、(1)目的、東京都や競技が開催される関係自治体及び東日本大震災被災3県の自治体において、地域の活性化の推進等に活用できるよう競技の観戦機会を提供するという目的で販売されます。

(2)販売者につきましては、記載のとおりでございます。

(3)購入可能枚数といたしまして、本市が購入申し込みを行った競技日程とチケットの枚数は次のとおりでございます。競技、競技日程、会場、取り組み、席、枚数、チケット価格、金額については、記載のとおりになっております。

2番といたしまして、市としての対応といたしまして、ホストタウン登録自治体向けのチケットと同様に、オリンピック競技の観戦機会を市民等に提供するため、関係自治体向けチケットを購入し、同額で競技観戦を希望する市民の方に提供していきたいと

思っております。

経費につきましては14万1,000円ということで、市の予備費を充当しております。

続きまして、裏面をごらんください。

今後の対応につきましては、市民の方へチケットの提供方法につきましては、ホストタウン交流事業推進委員会において検討し、販売されるチケットが確定した後に、ホストタウン自治体登録向けのチケットとあわせて市民の方へ周知し、チケットの提供を行っていきたいと考えております。

以上です。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長 では、特にご意見等ないということですので、この件についてはこの程度といたします。

続いて、2つ目ですが、同じく2020のオリンピック・パラリンピックの競技大会、聖火リレーにおける本市の取り組みについてをお願いします。

生涯学習課長補佐 それでは、47ページをごらんになっていただきたいと思います。

聖火リレーにおける本市の取り組みにつきましてご説明したいと思います。

2020東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーが来年3月27日に本市を通過いたします。オリンピック・パラリンピックに向けての機運醸成を図るために、近隣市町村（北塩原村、西会津町、磐梯町）と連携を図り、県の補助事業を活用して、下記のとおり聖火を歓迎し聖火ランナーを応援する取り組みや地域の魅力を発信する取り組みを行っていきたいと考えております。

1番といたしまして取り組み内容、（1）聖火歓迎等のセレモニーといたしまして、①スタート地点での聖火の出迎え、②ゴールでのセレモニーの開催、（2）聖火ランナーの応援といたしまして、①聖火リレー周知チラシの配布、②横断幕・のぼり旗の設置、③市民等への小旗の配布、④サポートランナーということで、聖火ランナーの最終ランナーと走る方のサポートランナーの募集を行っていきたいと思っております。

2番目といたしまして、取り組みに係る経費につきましては、先ほど12月補正の予算ということでご説明させていただきます。

た240万7,000円を、県の補助金を活用しながらこの経費に充てていきたいと思っております。

以上です。

教育長

ありがとうございました。今説明ありましたが、この内容についてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

特にないということですので、この件についてはこの程度といたします。

次に会計年度任用職員制度の導入について、事務局より説明をお願いいたします。

中央公民館長

会計年度任用職員制度の導入についての資料をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、地方公務員法第3条第3項第3号の規定による非常勤の特別職であります公民館長、社会教育指導員、勤労青少年指導員につきまして今回ご説明申し上げるものでございます。

まず、1でございますが、制度導入の趣旨ですが、地方公共団体の行政需要の多様化等に対応いたしまして、公務の効率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されました。これを踏まえまして、本市におきましても会計年度任用職員制度を導入することに伴い、会計年度任用職員の任用や勤務条件等を整備するものでございます。

2の移行後の取り扱いですが、制度の導入によりまして、本市における嘱託職員及び臨時職員が会計年度任用職員へ移行します。また、先ほど申し上げましたが、地方公務員法の第3条第3項第3号の規定による特別職非常勤職員につきましては、法改正による厳格化に伴いまして、一部が次のとおり会計年度任用職員に移行することとなります。これにつきましては、先ほど申し上げましたが、公民館長、社会教育指導員、勤青ホーム指導員、そのほかに、教育部分ではない部分につきましては、交通教育専門員などが移行することになっております。

3番といたしましては、任用勤務条件等につきましては、身分は一般職、任期は1会計年度内、採用方法は一部を除き原則として公募としてハローワークを通じて募集いたします。再度の任用は2回まで公募によらず面接、勤務実態に基づき任用を可能とし

ております。勤務条件につきましては、フルタイムとパートタイムに分かれております。勤務時間、給与等、社会保険等につきましては記載の内容となっております。

裏面をごらんいただきたいと思います。

休暇等につきましても、今までよりも多くなりまして、記載の有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間がとれることになっております。

6の服務及び懲戒等、人事評価につきましては、記載のとおりとなっております。

簡単ではございますが、以上でございます。

教育長 今説明がありましたが、公民館長等についてはそのように移行していくということですが、ご質問、ご意見等ありましたお願いいたします。

高橋委員 今までの指導員の方の雇用の状況が変わるということですが、仕事内容は同じですか。

中央公民館長 仕事の内容は同じでございます。

高橋委員 全体の人数も同じでしょうか。

中央公民館長 今のところ、全体の人数も同じ人数を予定しております。

教育長 よろしいですか。そのほかにございますか。よろしいですか。
＜なしの声あり＞

教育長 特にないということでございますので、この件につきましてはこの程度といたします。

続いて、今後の日程関係について、事務局よりお願いいたします。

教育総務課長 それでは、今後の開催日程につきまして、48ページをお開き願います。

定例会・臨時会等の開催につきましては、前回までと同様でございますので説明は省略させていただきます。

今後の日程につきましても、前回にもお示しいたしましたけれども、11月20日に新任教育委員会の研修会が福島県庁の5階の正庁で開催されます、13時10分から。こちらにつきましては、大森委員の出席をお願いいたします。

以上でございます。

教育長 では、大森委員、大変ですがよろしくをお願いいたします。

それでは、ここまで消化しましたので、時間あと5分しかないんですが、どうですか。中身的に協議内容、大丈夫ですか、進められる。協議事項3、4、ちょっと厳しいと思うんだけど。

教育総務課長 済みません、時間も押しております。若干だけお時間延ばさせていただいてもよろしいでしょうか。では、本当に大変申しわけありませんが、概要だけちょっと簡単に説明させていただきまして、点検・評価につきましては、ご意見等、次回またもう一度ご審議いただくことになりますので、そのときに改めて質問やご意見等をいただきたいと思います。

教育長 そうすると、協議事項3について、簡単に最初触れますね。では、よろしくお願いします。

教育総務課長 こちらの点検・評価につきましては、10月にも一度重点事業に関する評価と、点検・評価の概要につきまして簡単に説明させていただきましたけれども、その後、事務局内でも検討させていただきました。今回、先ほど計画審議会のほうに諮問するというようなことでご議決いただきましたけれども、その審議会の中でも今回点検・評価に関する部分の基本目標に関する評価の部分についてご審議いただくことにいたしておりますので、この教育委員会定例会におきましても、基本目標に関する評価についての審議をいただきたいということで、本日は協議ですけれども、12月にご審議いただくことになります。

今回、基本目標に関する評価という部分の冊子と、もう一つ、施策目標及び重点事業に関する評価ということで、附属資料として分けさせていただきました。附属資料につきましては、政策目標と重点事業に関する評価でございますので、後で参考資料として見ていただきたいと思います。本日ににつきましては、こちらの基本目標に関する評価の部分について簡単にご説明させていただきます。

それでは、時間的になかなか全部説明するのは大変難しいものですから、今回済みませんが持ち帰っていただきまして、自宅のほうでちょっと見ていただきまして、次回のほうでいろいろと質問やご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、来週から計画審議会のほうでご審議をいただくことになっております。11月20日と12月10日、2回に分けて審議会のほうでは審議をいただいまして、その後最終的に12月の教育委員会のほうの定例会でご審議をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 この点検・評価の部分については、くどいようですが、こちら

の基本目標に関する評価、こちらを中心にお読みいただいて、その附属資料としてこの重点事業関係のがありますので、これと照らし合わせてみるといいですが、内容的にはこちらを熟読していただければと思います。お願いします。

では、あともう一件、協議事項4の生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進等について、これ簡単にだけお願いします。

生涯学習課長補佐

令和元年度の生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針（案）ということで、お手元に資料を用意させていただきました。協議事項4ということと、あと別紙ということで、こちら、昨年度もご協議をいただいたものについて、昨年と変わっている分について下線で改正させていただいております。今後、別紙のほうに現状の体系ということで事業の体系がありますが、こういう部分を見直していきながら、委員さんのご意見をいただきながらこの指針を作成していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

教育長
教育部長

この内容についても次回ということでよろしいですか。

この中期的な方針の位置づけというか、意味合いでございますが、先ほどの点検・評価ございました。そこの中から生涯学習や生涯スポーツの部分だけに焦点を当てて、少し3年とか5年とか、中期的に今後の進め方を、考え方を乗せるというような趣旨でこれをつくってございます。内容の改正部分、斜線等で見え消しになっていきますけれども、このもとになるのが点検・評価を踏まえて生涯学習や生涯スポーツの取り組みについてはこういうような変更をしていきたいというふうな趣旨の中身、そういうつながりになってございますので、そういうことで次回までごらんいただいておりますので、いろいろなご意見をいただければと思います。

以上です。

教育長

ありがとうございます。先ほどの点検・評価の内容ともかなり関係するというふうな内容でございます。

時間をうまく使えず申しわけございませんでした。協議事項の3と4については次回ということで、次に送るようになりますが、ここまでの中で委員の皆様方から何かございますか。

荒明委員

これだけの資料をつくるのはまことに大変なことだとは思いますが、会議に臨むに当たって、前日の夕方から読むのは大変、本当に十分読めないなので、できれば1日ぐらい早くつくっていた

だくことを目標に進めていただければ大変ありがたいです。

以上です。

教育長

その辺は重々配慮していきたいと思います。

教育総務課長

本当にまことに申しわけございません。本当にいつもぎりぎりになってしまいまして、次回からの教育委員会に関しましては、なるべく3日か4日か、そのぐらい前には届けるようにさせていただきます。本当は1週間前に届けるということで始めてはいたんですけども、なるべく早目に届けるように努力させていただきますので、今回本当に大変申しわけございませんでした。

教育部参事

今ほどありましたとおり、本当に毎回皆さんには時間のない中、目を通していただいて本当に申しわけございません。中身の資料によっては、十分余裕を持ってできるのもありますので、小出しになるような形にはなろうかと思いますが、できたものから皆さんのほうにお送りして目を通していただくという手法もとりたいと思いますので、今後そのような手はずをとらせていただきます。申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

教育長

では、今言った内容でこれからは進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは。本日の会議ですが、令和元年11月の教育委員会定例会、これをもって閉じさせていただきます。

閉会時刻は午後の0時3分ということでお願いいたします。

お疲れさまでございました。

閉会（午後0時03分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐